

## 産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会 最終報告

### 1. はじめに

産業廃棄物の適正処理の実現に向けて、排出事業者責任の下、産業廃棄物行政を担当する都道府県及び保健所設置市（以下、都道府県等）並びに国において種々の施策が進められてきている。しかしながら、不法投棄を撲滅し、安心して安全な処理を実現するためには、3Rによる産業廃棄物の減量化、処理業者の優良化、高度な処理施設の整備などをさらに進めていく必要がある。

このような中で、平成12年4月1日から施行された地方分権一括法による地方税法改正によって、課税自主権の尊重・活用を図る観点から法定外目的税制度が創設され、相当数の地方公共団体において、法定外目的税として産業廃棄物の処分等に係る税（以下、「産業廃棄物税」という。）の導入が進められている。

このような状況を踏まえ、平成14年11月の中央環境審議会意見具申において、地方公共団体における住民同意を求める行政指導や流入規制となる行政指導の考え方を転換し、優良な産業廃棄物処理業が地域に貢献するビジネスとして成立・成長できるようにするなどの一つの手段として、税という手法については、さらに詳細に検討する場を別途設けることが必要であるとされた。この提言を受けて、平成15年1月に「産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会」が設置された。

本検討会においては、地方公共団体、排出事業者、処理業者に対するヒアリングも含めて、約1年半、合計11回にわたる検討を行い、産業廃棄物税について全国的な産業廃棄物行政の立場から現状を把握・評価し、産業廃棄物税を地方公共団体が導入検討・運用を行うに当たって留意すべき事項を取りまとめた。

### 2. 産業廃棄物に係る税の現状

産業廃棄物税の検討・導入状況を概括すると、平成16年4月1日現在、既に12団体（三重県、鳥取県、岡山県、広島県、北九州市、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、新潟県、奈良県及び山口県）で施行されており、これらの他に2団体（宮城県及び京都府）で既に条例が制定されている。一方、保健所設置市では、北九州市で課税が始まっている以外では、条例案の作成の段階にまで達した団体はない（別添1参照）。

現在までに検討・導入されている産業廃棄物税は、大別して、事業者申告納付方式、最終処分業者特別徴収方式、最終処分業者課税方式、及び焼却処理・最終処分業者特別徴収

方式の4つのタイプに分類される(別添2参照)。一般的に、排出事業者に申告納付を求める方式は、減量化に対するインセンティブや意識付けがより働きやすい一方、徴税事務負担の観点から、課税対象を大規模な事業者に限定せざるを得ない。他方、最終処分業者に課税し、又は特別徴収させる方式は、簡素な仕組みで公平に課税でき、かつ広域調整も容易である一方、税負担者として想定されている排出事業者への転嫁が十分になされず所期の減量化効果が得られないおそれがある。

産業廃棄物税を導入した都道府県内にある保健所設置市に対しては、税収の中から保健所設置市に交付金を交付する、保健所設置市が行う事業に優先的に税収を充当する、保健所設置市の課税分を控除する等の対応がとられている。また、上記14団体のうち、納税義務者が自ら処理する場合を課税対象外としているものが5団体あった。

### **3 . 産業廃棄物に係る税の基本的な考え方**

#### (1) 産業廃棄物に係る税の目的

都道府県等は、これまで廃棄物処理法、条例等に基づく規制措置や、公共関与による処理施設の整備促進を始めとする種々の施策を実施してきている。しかしながら、不法投棄の多発等を背景として、産業廃棄物に対する住民の不信感、不安感は依然として極めて高く、監視等の行政事務に加え、排出抑制、再生利用等の減量化促進策、処理施設の整備促進や運営の円滑化など様々な施策の充実強化が不可欠となっている。特に産業廃棄物の流入が多い都道府県等においては、事態はより深刻である。

このような中で、既存の政策手法と組合せて減量化を推進するとともに、財政状況が極めて厳しい中で施策の充実強化のために必要となる新たな財源を確保することを目的として、産業廃棄物税を導入する地方公共団体が増加してきている。

このような税の導入は、既存の政策手法だけでは必ずしも十分に対応できない行政課題に対し、税という手法を組み合わせるにより、より効率的・効果的に政策目標を実現し得る状況にある場合には、地域の産業廃棄物政策全体として妥当なものであると評価されるものになる。

#### (2) 課税の根拠となる考え方

都道府県等では、監視等の行政事務や、減量化促進、処理施設の整備促進や運営の円滑化など、様々な施策の充実強化が強く求められており、これらを実施しようとするとその財政負担は著しく増大することとなる。一方、排出事業者や処理業者は、これら都道府県等の産業廃棄物に係る施策が充実強化され、その効果が現れれば、処理できる場所をより容易に確保することが可能となる。

排出事業者や処理業者はすでに事業税等別途の税負担を行っており、処理料金も支払ってはいるものの、都道府県等の産業廃棄物施策に係る財政需要の一部については、処理できる場所がより容易に確保されることになるのであれば、受益する者が公平に負担すべきではないかという考え方が出てくる。

現状では、排出事業者や処理業者が産業廃棄物税の応益性を実感しているとは必ずしも言えない実情にあるが、施策強化に必要な財源を確保するために排出事業者や処理業者に対して課税するという考え方は、その税収を用いた施策により応益性が実感されるようになってくれば、一定の妥当性を有するものとして関係者の幅広い理解を得られるようになると考えられる。特に、税収の使途が、公共関与の処理施設の整備、処理施設周辺の環境監視、周辺住民とのリスクコミュニケーションなど処理施設の円滑な確保や運営に密接に関連し、かつ、その使途の透明性が確保されたものである場合、応益性がより明確になり、排出事業者や処理業者にとっては受け入れやすい。

なお、税収の使途に関し、不法投棄による支障を除去するための財源に充てるという考え方もあるが、現行では不法投棄の原因者に課税できる仕組みとなっていないことから、不法投棄とは関係がない納税者から徴収された税収が不法投棄の支障除去に充てられることは、税負担者の理解がない限り適当でないという指摘もある。

#### **4．現状における運用状況及びその効果と影響**

##### (1) すでに税を導入した地方公共団体における運用状況

すでに税を導入した団体のうち、比較的運用実績の長い三重県（事業者申告納付方式）及び中国3県（鳥取県、岡山県及び広島県）（最終処分業者特別徴収方式）について、地方公共団体、排出事業者及び処理業者に対しヒアリング調査を実施したところ、その概要は以下のとおりであった。

税収の実績については、三重県及び広島県において見込みよりも少なかった一方、鳥取県及び岡山県においては、見込みよりも多かった。このうち三重県では、排出事業者が生産工程の改善等による排出削減やリサイクルの取組を継続的に進めていることが見込額を大きく下回った主な原因と考えられる。

表1 平成15年度の実績と当初税収見込の比較 (単位：百万円)

	実績	当初年間見込	差	比率(%)
三重県	133	411	▲278	32
鳥取県	7	6	1	126
岡山県	856	703	153	122
広島県	650	750	▲100	87

税収の会計処理については、一般会計の中に条例に基づき基金を設けて通常の会計とは別枠で会計処理が行われており、会計処理の透明性は確保されている。

税収の使途については、各県とも、税を創設する際の検討会等の提言に基づき、そのメニューが決定されている。このため、施策の具体的なメニューや施策ごとの税収の配分には県ごとの特色が見られるが、基本的な施策は、

- ア．民間事業者が行う減量化のための技術開発や施設整備への助成
- イ．優良な処理業者の育成
- ウ．県が行う減量化、リサイクル等のための技術開発や調査
- エ．処理施設の周辺整備事業（公園等）への助成
- オ．監視体制の強化等の不適正処理未然防止対策
- カ．普及啓発活動

などであり共通性が見られる。なお、いずれの県においても、税収を充当する施策メニューは、原則として産業廃棄物税の導入を契機として新たに創設された事業である。

4県合計の税収の使途割合を図1に示す(三重県のみ平成13～15年度予算の累計、他の3県は平成15年度予算ベース)。これをみると、上記施策メニューのうち、民間事業者が行う減量化のための技術開発や施設整備への助成が約半分(51%)を占めており、これに、監視体制の強化等の不適正処理未然防止対策(15%)、処理施設の周辺整備に対する助成(5%)、普及啓発活動(5%)が続いている。なお、積立金(14%)については、想定していた事業内容に合致した応募や要望がなかったこと等によるものである。

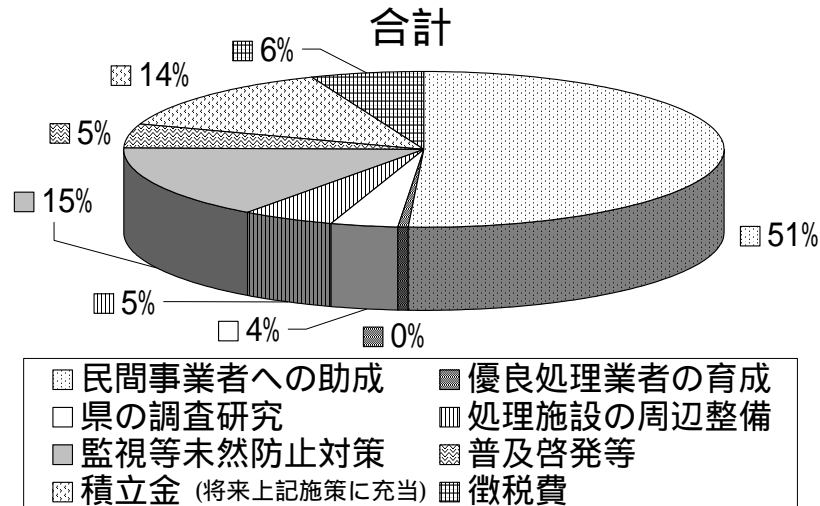


図1 税収の使途 (4県合計)

最終処分業者特別徴収方式の場合、排出事業者が直接最終処分場に搬入する場合は排出事業者が納税義務者、中間処理を経て最終処分場に搬入する場合は中間処理業者が納税義務者となるが、後者にあっても排出事業者が税相当額を負担することが想定されている。このため、最終処分業者が排出事業者から適正に税を徴収できているか、また中間処理業者が排出事業者に税相当額を転嫁できているかどうか問題となる。

まず最終処分業者においては、本方式を採用している中国3県とも税が最終処分料金とは別に、明確な形で中間処理業者又は排出事業者から徴収されている。

次に中間処理業者から排出事業者への転嫁であるが、排出事業者が税相当額を負担すべきことについて事前に説明・周知は行われているものの、転嫁の実態は今のところ十分には把握されていない。

上記の4県に対する調査結果と、平成16年1月に4県を除く43都道府県及び57保健所設置市に対して環境省が実施したアンケート調査結果を合わせると、税収の使途は、4県のみ結果と同様、民間事業者が行う減量化のための技術開発や施設整備への助成、監視体制の強化等の不適正処理未然防止対策、優良な処理業者の育成、処理施設の周辺整備事業への助成等が中心となっている(表2参照)。なお、税収を不法投棄の撤去に充てるとしたものが1団体あった。

また会計処理については、一般会計に充当し、基金を設置することによって使途を明確にするとの回答が多かった。

表2 回答のあった14団体（三重県等4県を含む。）における税収の用途一覧

用途の種別		該当団体数
1	民間事業者が行う減量化のための技術開発や施設整備への助成	13
2	優良な処理業者の育成	7
3	自治体が行う減量化、リサイクル等のための技術開発や調査	6
4	処理施設の周辺整備事業（公園等）への助成	5
5	監視体制の強化等の不適正処理未然防止対策	8
6	普及啓発活動	6
7	その他	
	産業廃棄物処理情報の共有化の推進	2
	リサイクル関連情報の提供	1
	再生製品市場形成	1
	環境リサイクル産業の育成・振興	1
	不法投棄された産業廃棄物等の撤去	1

## (2) 効果と影響

税の効果と影響については、導入後の経過期間が短いため現時点で明確な結論を得ることは困難であるが、三重県によると次のような調査結果が得られている。

図2に三重県内の多量排出事業者における処理状況の経年変化を示す。産業廃棄物の排出量は産業廃棄物税が導入された平成14年度においてもほとんど変化がないが、再生利用量及び減量化量がともに増加（それぞれ対13年度比で約5%及び約9%の増）した結果、最終処分量は対13年度比約24%の減となった。また、排出量に占める最終処分量の割合は、平成12年度の約20%から14年度には約12%と急速に減少している。

ここで、三重県が多量排出事業者に対して実施したヒアリングの結果によると、大部分の事業者においては、産業廃棄物税の導入とは別に、最終処分場のひっ迫を背景として、生産工程の改善等による排出削減やセメント原料化等のリサイクルの取組を継続的に進めているが、税導入や税収による補助事業の活用をこのような取組の推進の一要因として挙げる事業者も見られることから、最終処分量の減少に税導入の効果もある程度寄与していると考えられる。

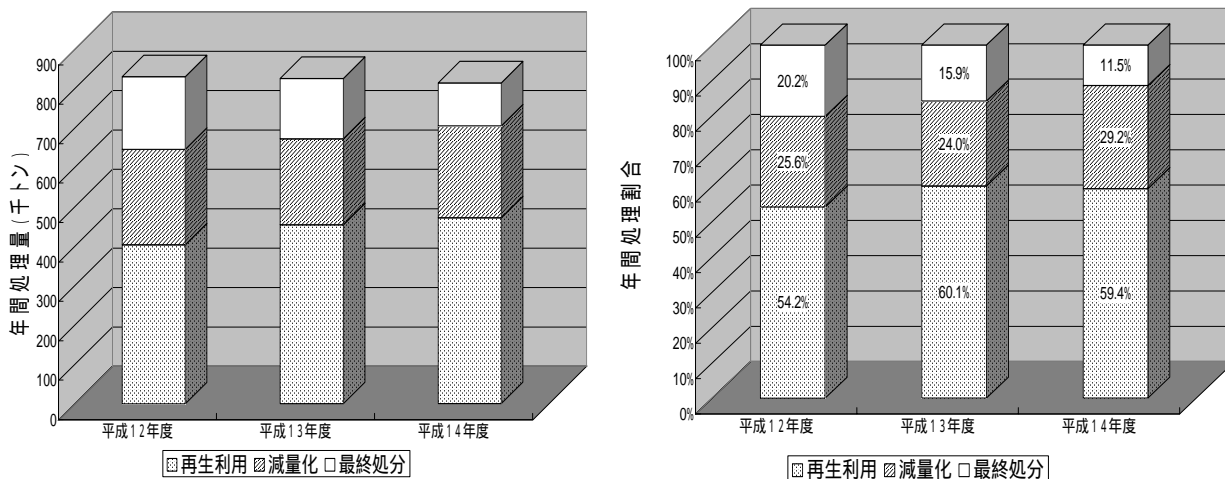


図2 三重県内の多量排出事業者の処理状況

図3に三重県内の課税対象製造事業者における県内・県外処理割合の経年変化を再生利用、中間処理（再生利用を除く。）最終処分ごとに示す（ただし、一次搬出時における区分）。税導入前から、再生利用については県外処理の割合が、減量化については県内処理の割合が比較的多く、最終処分については大部分が県内処理となっている。三重県によると、これは再生利用等を行う施設の利用可能性（例えば愛知県内での鑄砂の再生利用）に起因するものとしている。税が導入された平成14年度においても、このような傾向に明確な変化は見られておらず、県外での最終処分割合は逆に減少していることから、産業廃棄物税の導入により、産業廃棄物の追い出し（県外移動の増加）が促進された事実は今のところ認められていない。

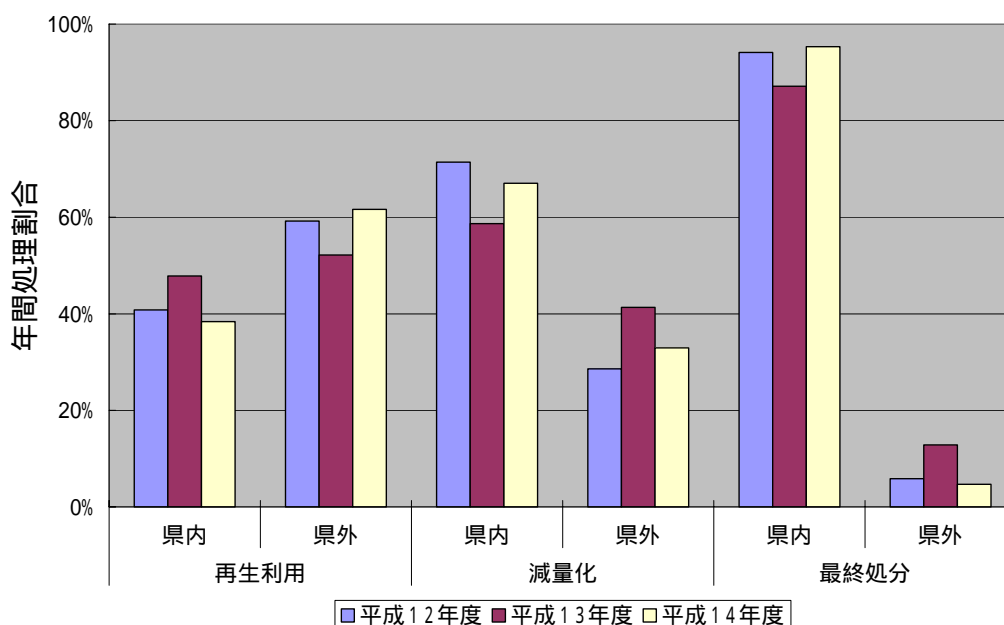


図3 三重県内の課税対象製造業者における県内・県外処理の状況

図4に三重県内の最終処分場における県外廃棄物の処分状況の経年変化を示す（平成14年度データは概数）。三重県内では、最終処分場の残余容量のひっ迫等もあり、排出事業者による減量化への取組が促進されてきているため、県内の最終処分場への搬入量が急速に減少してきている。このような中で、県外分の処分量も急速に減少してきているが、最終処分量に対する県外分の割合で見ると、平成11年度以降20～25%程度の水準で推移しており、税が導入された平成14年度においても前年度と比べて大きな変化はない。このように、産業廃棄物税の導入により最終処分される産業廃棄物の県内への流入が抑制された事実は今のところ認められていない。

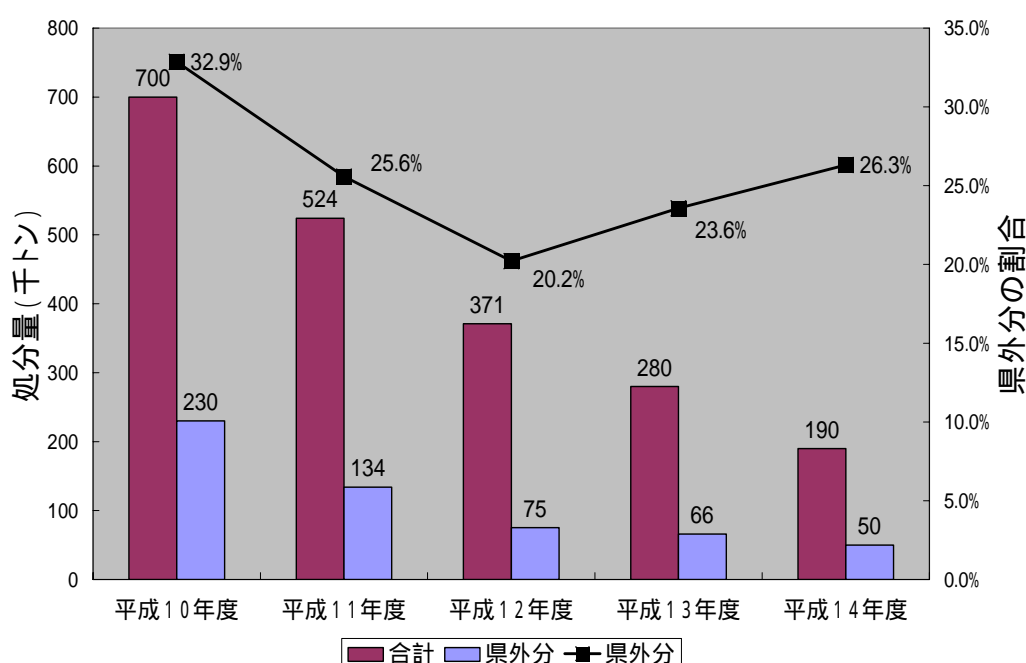


図4 三重県内の最終処分場における県外廃棄物の処分状況

表3及び表4に三重県及び岡山県における不法投棄の状況を示す。その他、広島県によると、平成15年4～8月までに判明した10m<sup>3</sup>以上の産業廃棄物の不法投棄事案は2件、約75トンであり、過去3年間の年平均である7件、約700トンと比べて増加している状況にはないとしており、鳥取県についても、今のところ不法投棄の増加は見られないとしている。不法投棄の件数や投棄量はもともと変動が大きいこと、税導入後の経過期間が短いこと等から、現時点では評価は困難であるが、少なくとも税導入の前後を比較して明確な増加傾向が見られているとは言えない。



表3 三重県における不法投棄の状況

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
総発見件数	(非集計)	(非集計)	(非集計)	(非集計)	(非集計)	59	72	92
うち10t以上	1	1	4	9	14	15	24	44
発見投棄量 (t)	850	10,000	8,971	691	23,215	977	6,124	21,650

表4 岡山県における不法投棄の状況

	14年度			15年度		
	総件数	投棄時期		総件数	投棄時期	
		13年度以前	14年度		14年度以前	15年度
発見件数	69	17	52	85	41	44

なお、効果と影響の測定・把握に関しては、次のような課題がある。

課税の効果については、事業者申告納付方式では、排出事業者が直接申告納付するため、廃棄物処理法に基づく多量排出事業者の報告、税務調査等により、その減量化への取組状況を詳細に把握することが可能である。一方、最終処分業者に課税し、又は特別徴収を求める方式では、埋立処分量は正確に把握できるが、税の主目的のひとつである排出事業者の減量化への取組状況を把握・評価するためには、追加的な調査が必要となる。

課税の影響については、不法投棄の件数及び量に関しては、継続的に一定の把握がなされているものの、都道府県境を越えた産業廃棄物の流出・流入状況に関しては、十分な把握が困難な状況である。

#### 5. 検討段階及び運用段階において留意すべき事項

産業廃棄物税に関しては、未だ導入後日が浅いことから、その効果と影響を分析・評価するための情報が十分に蓄積されているとは言えないが、これまでの検討を踏まえ、産業廃棄物税の検討段階、及び導入後の運用段階において、特に留意すべき事項を以下のとおり提言する。

産業廃棄物税については、「税ありき」の姿勢ではなく、既存の産業廃棄物政策の効果と限界を十分に見極めた上で、他の施策手段と税を組み合わせることで、より効率的・効果的に政策目標を実現し得るように、政策全体の中で検討し導入を判断す

べきである。また、このような検討の過程においては、税負担者や市町村の意見を十分に聴き調整することが重要である。さらに、適正な広域処理が行われている産業廃棄物についてはその処理を阻害しないように配慮すると同時に、適正処理やリサイクルを阻害するような流入規制等の措置があれば、その見直しを行うこと等が必要である。

税負担者の理解を得るため、税収の用途は、民間事業者のリサイクル推進や処理施設の設置促進に役立つ施策など、産業廃棄物の適正処理が円滑に進み、税負担者が応益性を実感できるような事業を中心とすべきである。また、用途決定に当たって税負担者の意見に十分配慮することや、会計処理の透明性の確保にも十分に配慮すべきである。これに加え、都道府県等が産業廃棄物施策全体の説明責任を十分に果たし、情報開示をさらに進めることにより、施策全体の中における産業廃棄物税の役割について、税負担者の理解を一層促進するように努力すべきである。

最終処分業者に課税し、又は特別徴収させる方式の場合、中間処理を経て最終処分場に搬入する場合であっても、排出事業者が税相当額の負担者として想定されている。しかしながら、現状では中間処理業者から排出事業者への税の転嫁が的確に行われているか否かが明らかでないことから、この転嫁が適切になされるよう、行政や関係団体により、十分な周知徹底及び普及啓発、中間処理における標準的な減量化率の提示等が行われることが必要である。さらに、関係団体の協力を得て、転嫁状況の調査・把握とその結果に基づく行政による周知徹底、普及啓発等の措置を強化すべきである。

リサイクル政策との整合性を確保する観点から、課税標準の設定にリサイクル努力を的確に反映させるなど、質の高い中間処理業者の育成やリサイクルの一層の促進に資するような税制度の設計をすべきである。

排出事業者における減量化や、都道府県境を超えた産業廃棄物の移動など、課税の効果と影響を的確に把握し、税の運用にフィードバックできるよう、産業廃棄物税を導入した都道府県等は、フォローアップ調査の実施や、その結果の評価・活用体制の整備を行うべきである。

これまでのところ、ブロックごとの知事会等を活用した地方公共団体間における自主的な調整努力等により著しい制度格差が生じている状況にはないが、今後ともこのような相互調整を一層促進することにより、著しい制度格差や弊害が生じないようにすることが必要である。

## 6. おわりに

本検討会は、地方公共団体、排出事業者及び処理業者からのヒアリングも含め1年以上にわたり精力的に検討を実施してきた。産業廃棄物税に関しては、導入後日が浅く、その効果や影響を定量的に示すデータが必ずしも十分蓄積されていないこと、地方ごとに課税方式や産業廃棄物処理の実情が異なっていること等もあり、産業廃棄物税が産業廃棄物政策全体の中で果たしている役割をどれだけ評価するかについては、検討会委員の間で様々な意見や見解があったが、限られた時間の中で極力意見の集約を図った。

産業廃棄物税の負担者は、基本的には、法令を遵守して適正な処理を実施している排出事業者や処理業者である。これらの税負担者の理解を得ていくためには、不適正処理を行う悪質な業者に対する徹底的な取締りを行うことにより、いわゆる「捨て得」を許さないことが必要である。さらに、悪質な業者に対する取締りに加え、法令を遵守し、積極的に適正処理に取り組んでいる優良な業者に対し何らかのインセンティブを与えることにより支援・育成していくことも重要である。環境省においては、廃棄物処理法の改正に続き、去る6月15日に「不法投棄撲滅アクションプラン」を発表し、不法投棄対策を一層強化することとしたところであるが、今後とも、国、都道府県、排出事業者、処理業者等が連携して、不法投棄撲滅に向けた対策をさらに強化していくべきである。

産業廃棄物税を導入した地方公共団体においては、施行5年後を目途として、その施行状況等を勘案し、必要に応じて検討を加えることとしている。この際には、可能な限り実証的なデータを収集し、これに基づく評価が行われる必要がある。また、国としても、全国的な整合性を保ちつつ産業廃棄物行政を推進する立場から、今後とも税の効果と影響等を継続的にフォローアップすべきである。本提言が、今後、地方公共団体が産業廃棄物税を検討・運用するに当たっての参考となることを期待したい。

産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会  
委員（敬称略）

飯野 靖四	慶應義塾大学経済学部教授
植田 和弘	京都大学大学院経済学研究科教授
碓井 光明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大塚 元一	社団法人全国産業廃棄物連合会専務理事
大庭 清明	北九州市環境局長
川島 秀光	社団法人日本建設業団体連合会建設副産物専門部会専門委員
座長 小早川 光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
神野 直彦 （第7回まで）	東京大学大学院経済学研究科教授
高橋 秀夫 （第10回まで）	社団法人日本経済団体連合会環境・技術本部長
椋田 哲史 （第11回）	社団法人日本経済団体連合会環境・技術本部長
長谷川 寛 （第9回まで）	三重県環境部長
井藤 久志 （第10回から）	三重県環境森林部長
細田 衛士	慶應義塾大学経済学部長
三本 守	社団法人全国産業廃棄物連合会理事
森口 祐一	独立行政法人国立環境研究所資源管理研究室長

## 産業廃棄物税（法定外目的税）の導入・検討状況

（平成16年6月現在）

団体名等	課税目的	納税義務者	課税対象
三重県 産業廃棄物税 H14.4 施行	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため	排出事業者（年間1000トン以上） （申告納付による）	県内の中間処理施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
鳥取県 産業廃棄物処分場税 H15.4 施行	産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
岡山県 産業廃棄物処理税 H15.4 施行	産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図り、税収を産業廃棄物対策に充てるため		
広島県 産業廃棄物埋立税 H15.4 施行	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他適正な処理に要する費用に充てるため		
北九州市 環境未来税 H15.10 施行	環境未来都市の建設を目指し、廃棄物の適正な処理の推進、リサイクル関連事業の支援等の環境施策に要する費用に充てるため	市内の産業廃棄物の最終処分業者及び市内の自社処分企業 （申告納付による）	市内の最終処分場で処分する産業廃棄物（1トン千円。平成18年度までは500円）
岩手県 産業廃棄物税 H16.1 施行	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
青森県 産業廃棄物税 H16.1 施行	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため		
秋田県 産業廃棄物税 H16.1 施行	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため		

滋賀県 産業廃棄物税 H16.1 施行	資源循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る経費に充てるため	排出事業者（年間500トン以下の事業者除く。県外の間処理業者を含む。） (申告納付による)	県内の中間処理施設（知事が認定する再生施設除く。）及び最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
奈良県 産業廃棄物税 H16.4 施行	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者からの特別徴収による)	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
山口県 産業廃棄物税 H16.4 施行	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者からの特別徴収による)	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
新潟県 産業廃棄物税 H16.4 施行	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者からの特別徴収による)	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
宮城県 産業廃棄物税 H16.3 条例公布	産業廃棄物税の発生の抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者からの特別徴収による)	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
京都府 産業廃棄物税 H16.3 条例公布	循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理に関する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (府内の最終処分業者からの特別徴収による)	府内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)

島根県は6月議会に条例が可決された。

九州の各県は、平成16年6月又は9月議会に条例を提案し、同時期の導入を目指している。また、沖縄県がこれに加わることを検討中。

四国4県が、産廃税研究会を設置して共同で検討中。四国知事会議は導入時期で足並みをそろえることで一致。

東京都は、平成13年首都圏の七都県市首脳会議に、産業廃棄物税の一斉導入を提案。

北海道は、条例案を平成14年11月議会に上程、継続審議となったが、15年3月の議会で否決廃案。このほか福島県、愛知県において検討中。

## 産業廃棄物税の方式の概要

既に実施済み、又は具体的な案が固まった自治体における税の概要は以下の表のとおり。

区 分	事業者申告納付方式	最終処分業者 特別徴収方式
概 略 図		
課税客体	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	最終処分場への搬入 当該産業廃棄物の重量 中間処理施設への搬入 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者
地方公共団体名	(施行) 三重県・滋賀県	(施行) 鳥取県・岡山県・広島県・青森県・岩手県・秋田県・新潟県・奈良県・山口県 (施行予定) 宮城県・京都府・島根県 (条例提案予定) 熊本県

区 分	最終処分業者 課税方式	焼却処理・最終処分業者 特別徴収方式
概 略 図		
課税客体	最終処分場における産業廃棄物の埋立処分	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分業者及び自家処分事業者	焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
地方公共団体名	( 施行 ) 北九州市	( 施行予定 ) 福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、鹿児島県 ( 条例提案予定 ) 宮崎県 ( 検討中 ) 沖縄県

( 注 )

- 1 . 各府県の制度とも、基本的には府県内の保健所設置市において処分される産業廃棄物も課税対象となるが、福岡県の場合のみ、北九州市の環境未来税に係る課税標準量を控除することとしている。
- 2 . 事業者申告方式を採用している 2 県 ( 三重県及び滋賀県 ) において、納税義務を課す事業者の排出量に一定の下限を設けているが、他の方式においては、事業者の規模に応じた除外規定は設けられていない。
- 3 . 排出事業者が自ら中間処理する場合又は自ら最終処分する場合を課税対象外としている県が 5 県 ( 三重県、鳥取県、広島県、滋賀県及び山口県 ) あった。
- 4 . リサイクル施設へ搬入する場合の課税を免除している県 ( 滋賀県 ) 、下水道汚泥の処分の課税を免除している県 ( 鳥取県 ) もあった。
- 5 . 宮城県は課税を施行日から 5 年間限りとしている。
- 6 . 平成 1 6 年 6 月 1 8 日に鹿児島県で、2 2 日に島根県・長崎県・大分県で、2 3 日に福岡県で、2 5 日に佐賀県で条例が可決されている。